(2)　複数の会計から財政支出等を受けている法人
特殊法人等が複数の勘定区分を有し、業務関連性を勘定単位で区分できる場合には、勘定単位で連結の判断を行い、特殊法人等の勘定と連結を行う。
また、特殊法人等（又は特殊法人等の勘定）が複数の会計から財政支出等を受けているが、特殊法人等（又は特殊法人等の勘定）の事務・事業の内容が財務会計省令又は内規等で区分されており、実質的に区分経理されている場合と同様の処理ができる場合には、特別会計の出資に係る事務・事業に分割したところの事務・事業と連結を行うことができる。
(3)　特殊法人等の子会社
特殊法人等の子会社（特殊法人等の行政コスト計算書作成指針上の子会社及び独立行政法人会計基準上の特定関連会社等をいう。以下同じ。）のうち、特殊法人等から出資を受けているもの（特殊法人等からの出資が僅少なものを除く。）については、特別会計と業務関連性があるものとみなし、特殊法人等とともに連結対象とする。
なお、特殊法人等の子会社のうち、特殊法人等から出資を受けていないこと又は特殊法人等からの出資が僅少であることから連結対象から除外したものがある場合には、その旨、法人名及び除外した理由を注記する。
3．特別会計連結財務書類の作成方法等
(1)　連結の手法
連結に際しては、特別会計財務書類及び特殊法人等の財務諸表の金額を基礎とした上で、必要な相殺消去等の処理を行うなど、企業会計における連結財務諸表の作成の手法を準用して特別会計連結財務書類を作成する。
なお、行政コスト計算書を作成している特殊法人等においては、行政コスト計算書の添付資料として作成された財務書類を基礎として特別会計連結財務書類を作成する。
(2)　出納整理期間中の取引
特別会計財務書類においては、出納整理期間における現金の受払も含めたところで財務書類を作成することとしているが、特殊法人等においては出納整理期間が設けられていない。
出納整理期間中に特別会計と特殊法人等との間で、補助金等の精算が行われる場合等があることから、連結に際しては、当該期間中の現金の受払いについて修正を行うものとする。
(3)　特殊法人等に特有の会計処理の取扱い
行政コスト計算書の添付資料として作成された財務書類においては、資産見返補助金が負債に計上されている場合があるほか、独立行政法人においては、運営費交付金等が負債計上されている場合や退職手当に係る引当金が計上されていない場合があるなど、特殊法人等においては、それぞれの特性を反映した財務諸表が作成されている。
これらの特殊法人等に特有な会計処理については、資産及び負債の適正評価の観点から、負債計上されている資産見返補助金や運営費交付金等については負債から資産・負債差額へ移し換え、退職手当に係る引当金は所要額を計上する等、連結に際して必要な修正を行うものとする。
(4)　会計処理の修正に係る注記
連結に際し、出納整理期間における現金の受払いの修正や、特殊法人等の特有の会計処理の修正を行った場合には、連結に際して行った主要な修正の内容について注記する。
(5)　他会計等の出資の表示
連結対象となる特殊法人等においては、当該特別会計以外の会計や民間企業等からの出資を受け入れているものもあり、このような特殊法人等を連結した場合には、連結貸借対照表において、特殊法人等に対する他会計等からの出資を含んだ総額を資産・負債差額の部に表示し、他会計等からの出資金額を内書きで表示する。

○財務省告示第百五号

外国為替の取引等の報告に関する省令（平成十年大蔵省令第二十九号）第六条第四項の規定に基づき、外国為替の取引等の報告に関する省令第六条第二項に規定する届出者名簿の閲覧の場所を指定する件（平成十年三月大蔵省告示第百二号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日より適用する。

平成二十四年三月三十日　　財務大臣　安住　淳

第二号ヤ中「熊本市」の下に「中央区」を加える。

○財務省告示第百六号

所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第七十八条第二項第二号及び法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第三十七条第三項第二号の規定に基づき、寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件（平成二十三年三月財務省告示第八十四号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月三十日　　財務大臣　安住　淳

本文第二号中「租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の十一の二第三項（認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例）に規定する認定特定非営利活動法人」を「特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第三項（定義）に規定する認定特定非営利活動法人（以下この号において「認定特定非営利活動法人」という。）、同条第四項に規定する仮認定特定非営利活動法人（以下この号において「仮認定特定非営利活動法人」という。）又は特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十号）附則第十条第四項（租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置）に規定する旧認定特定非営利活動法人（以下この号において「旧認定特定非営利活動法人」という。）である法人（以下この号及び第四号においてこれらの法人を「認定特定非営利活動法人等」という。）」に、「当該法人に」を「当該認定特定非営利活動法人等に」に、「、当該法人」を「、当該認定特定非営利活動法人等」に改め、「満たすことについて」の下に「、認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人にあっては特定非営利活動促進法第九条（所轄庁）に規定する所轄庁の、旧認定特定非営利活動法人にあっては」を加え、同号イ中「当該法人」を「当該認定特定非営利活動法人等」に改め、同第四号中「租税特別措置法第六十六条の十一の二第三項に規定する認定特定非営利活動法人である法人」を「認定特定非営利活動法人等」に、「法人税法第二条第十三号」を「同法第二条第十三号」に改める。

○財務省告示第百七号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第十八条の四第三項及び第四項並びに第三十九条の二十二第二項及び第三項の規定に基づき、個人の各年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入する租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第二十八条第一項第五号に掲げる負担金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する同法第六十六条の十一第一項第六号に掲げる負担金に係る公益法人等及び基金を指定する件（昭和五十年七月大蔵省告示第六十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年三月三十日　　財務大臣　安住　淳

別表財団法人産業廃棄物処理事業振興財団の項、生命保険契約者保護機構の項及び損害保険契約者保護機構の項中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める。

○財務省告示第百八号

寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件（昭和四十年四月大蔵省告示第百五十四号）第五号の規定に基づき、日本赤十字社が平成二十四年四月一日から同年九月三十日までの間に募集する次の寄附金を寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金として承認する。

平成二十四年三月三十日　　財務大臣　安住　淳

災害救護設備の整備、災害救護物資の備蓄及び救急医療体制の整備に充てるための寄附金